

2023年7月25日

取引先企業等 各位

公立大学法人広島市立大学  
法人経営担当理事

入札等（契約事務）に必要な申請書等への押印等の取扱いについて（お知らせ）

物品の売買、製造の請負等の入札等（契約事務）に係る申請書等について、次のとおり方針を定め、2023年10月1日より適用しますのでお知らせします。

- 1 法律等で確定した内容を表す書面として押印を求めるもの  
⇒ 契約書、承諾書など
- 2 真正な契約の成立を担保する必要があるため、押印を求めるもの  
⇒ 入札書、見積書  
ただし、取引先企業様所定の様式により作成された見積書については押印省略を認めます。
- 3 入札及び見積に関する事、契約の締結に関する事など使用する印鑑をあらかじめ届出する必要があるもの  
⇒ 使用印鑑届等及び委任状（入札書、見積書に係るものに限る。）
- 4 提出者本人以外の第三者が作成するものであって、当該書類の真正性を担保する必要があるもの  
⇒ 定価証明書（デジタル印も可）、出荷確約書など
- 5 民民で交わされた契約書又はその写しを本学に提出させる手続きのうち、当該契約において本学と同様に契約書に押印させることでその真正性等を担保する必要があるもの  
⇒ 再委託申請書など
- 6 押印省略を認める書類
  - (1) 見積書  
ただし、取引先企業様所定の様式により作成・提出される見積書の場合に限ります。  
なお、代表者職印及び社印等が押された見積書が提出された場合は受理します。  
また、Eメール等電子方法による提出はできません。
- 7 押印廃止する書類
  - (1) 取引先企業様所定の様式により作成された納品書及び請求書
  - (2) ホームページ上掲示している様式
    - ア 仕様書等に関する質問書
    - イ 委託業務低入札価格報告書

ウ 契約保証金免除申請書

エ 長期継続契約の履行保証保険に係る誓約書（履行期間が2年越え4年以下の場合）

オ 長期継続契約の履行保証保険に係る誓約書（履行期間が4年越えの場合）

8 本人確認等

押印省略・廃止した書類については、本人確認等を行いますので、本学から求められた時には御協力をお願いします。

(1) 窓口で書面を受け付ける場合

原則窓口で本人確認書類等（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び健康保険証など企業等の使用人としての身分が分かるもの）の提示を求めます。

(2) 郵送などで書類を受け付ける場合

広島市に一般競争入札参加資格者として登録されている本人、その使用人若しくは書面に記載されている担当者への電話による聴取などにより本人確認等を行います。